



平成25年9月19日

各 位

会 社 名 日 本 管 財 株 式 会 社  
代表者の役職氏名 代表取締役社長 福田 慎太郎  
(コード番号9728 東証 第一部)  
問合せ先責任者 取締役総務部長 赤井 利生  
電 話 番 号 (0798) 35-2200

## 「従業員持株E S O P信託」の再導入に関するお知らせ

当社は、平成25年9月19日開催の取締役会において、当社グループの中長期的な企業価値の向上及び従業員に対する福利厚生の拡充を目的として、「従業員持株E S O P信託」（以下「E S O P信託」といいます。）の再導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. E S O P信託再導入の目的

当社は、中長期的な企業価値の向上に対し当社グループ従業員（以下「従業員」といいます。）にインセンティブを付与することにより、労働意欲の向上を促すとともに、福利厚生 of 拡充と従業員持株会の活性化を図ることを目的としております。

当社は、平成22年12月よりE S O P信託を導入しておりますが、平成25年12月に終了する見込みであり、再導入することといたしました。

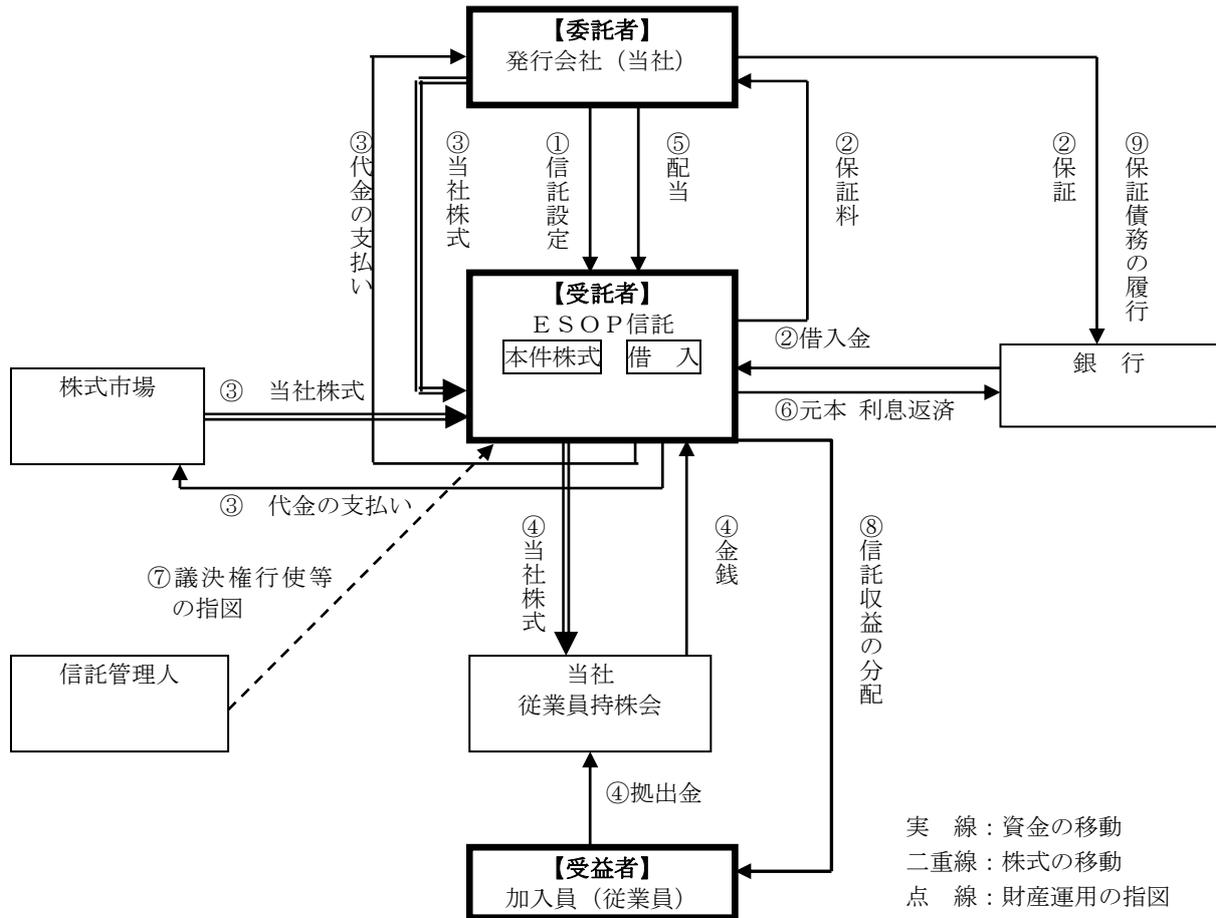
#### 2. E S O P信託の概要

E S O P信託とは、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan) 制度を参考に、従業員持株会の仕組みを応用した信託型の従業員インセンティブ・プランであり、当社株式を活用した従業員の財産形成を促進する貯蓄制度の拡充（福利厚生制度の拡充）を図る目的を有するものをいいます。

当社が従業員持株会の「日本管財社員持株会」（以下「持株会」といいます。）に加入する従業員のうち、一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は今後数年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め定める取得期間中に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇により信託収益がある場合には、受益者たる従業員（退職者を含む）の拋出割合に応じて金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加負担はありません。

なお、本信託の設定時期、期間等の詳細につきましては、決定次第改めてお知らせいたします。

### 3. E S O P 信託の仕組み



- ① 当社は受益者要件を充足する従業員を受益者とする E S O P 信託を設定します。
  - ② E S O P 信託は、銀行から当社株式の取得に必要な資金を借入れます。当該借入にあたっては、当社が E S O P 信託の借入について保証を行い、E S O P 信託は当社に保証料を支払います。
  - ③ E S O P 信託は、上記②の借入金をもって、信託期間内に持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、当社または株式市場から予め定める取得期間中に取得します。
  - ④ E S O P 信託は、信託期間を通じ、毎月一定日までに持株会に抛出された金銭をもって譲渡可能な数の当社株式を、時価で持株会に譲渡します。
  - ⑤ E S O P 信託は、当社の株主として、分配された配当金を受領します。
  - ⑥ E S O P 信託は、持株会への当社株式の売却による売却代金及び保有株式に対する配当金を原資として、銀行からの借入金の元本・利息を返済します。
  - ⑦ 信託期間を通じ、信託管理人が議決権行使等の株主としての権利の行使に対する指図を行い、E S O P 信託はこれに従って株主としての権利を行使します。
  - ⑧ 信託終了時に、株価の上昇により信託内に残余の当社株式がある場合には、換価処分の上、受益者に対し信託期間内の抛出割合に応じて信託収益が金銭により分配されます。
  - ⑨ 信託終了時に、株価の下落により信託内に借入金が残る場合には、上記②の保証に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済します。
- ※ 持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

以上